

6 経営第3325号
令和7年3月31日

各都道府県農業制度資金担当部長（別記参照） 殿

農林水産省経営局金融調整課長

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱別表20の1の（1）のアの農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものについて

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）別表20の1の（1）のアの規定に基づき農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものを別添のとおり定めたので、通知する。

また、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第5の1の（5）の農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるもの（令和2年3月30日付け元経営3229号農林水産省経営局金融調整課長通知）については、廃止する。

別記

北海道農政部長
青森県農林水産部長
岩手県農林水産部長
宮城県農政部長
秋田県農林水産部長
山形県農林水産部長
福島県農林水産部長
茨城県農林水産部長
栃木県農政部長
群馬県農政部長
埼玉県農林部長
千葉県農林水産部長
東京都産業労働局農林水産部長
神奈川県環境農政局農水産部長
山梨県農政部長
長野県農政部長
静岡県経済産業部長
新潟県農林水産部長
富山県農林水産部長
石川県農林水産部長
福井県農林水産部長
岐阜県農政部長
愛知県農業水産局長
三重県農林水産部長
滋賀県農政水産部長
京都府農林水産部長
大阪府環境農林水産部長
兵庫県農林水産部長
奈良県食農部長
和歌山県農林水産部長
鳥取県農林水産部長
島根県農林水産部長
岡山県農林水産部長
広島県農林水産局長

山口県農林水産部長
徳島県農林水産部長
香川県農政水産部長
愛媛県農林水産部長
高知県農業振興部長
福岡県農林水産部長
佐賀県農林水産部長
長崎県農林部長
熊本県農林水産部長
大分県農林水産部長
宮崎県農政水産部長
鹿児島県農政部長
沖縄県農林水産部長